

委員会提出議案第 1 号

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 28 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

各種ハラスメントがもたらす弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメント防止
が社会的課題となっていることに伴い、町議会としてハラスメントの防止を図るため、
この条例案を提出するものです。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (8) ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。

第5条第2号中「第4条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議員政治倫理条例（平成22年条例第21号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(町民の調査請求権)</p> <p>第5条 町民(法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。)は、議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、その総数の500分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長(議長が調査対象となる場合は、副議長とする。以下同じ。)に調査を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条</u>に規定する町工事等に関する遵守事項</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(町民の調査請求権)</p> <p>第5条 町民(法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。)は、議員が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、その総数の500分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議長(議長が調査対象となる場合は、副議長とする。以下同じ。)に調査を請求することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第4条</u>に規定する町工事等に関する遵守事項</p>